



高額な屋根の修理工事の契約を解除したい

《相談内容》

自宅を訪ねて来た業者から「災害で壊れた屋根を修理しないか」と勧誘されて契約したが、高額なので解約したい。どうすればよいか。

《アドバイス》

自宅への訪問や電話勧誘により修理の工事を契約した場合は、特定商取引法に基づき、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。契約書面がそもそも交付されていなかったり、書面に不備があったりした場合は、改めて適正に書面が交付されない限り、いつでもクーリング・オフができます。

住宅の修理などの工事をするときには、業者の説明をよく聞き、複数の業者から見積りを取ったり、周囲の人に相談したりした上で契約しましょう。中には、住宅の損傷について不安をおおるケースもあります。業者の提示する工事内容を行う必要があるかどうか、慎重に検討しましょう。

クーリング・オフの手続きが分からない場合は、消費生活センターへ相談してください。

クーリング・オフの方法

- ・期限内に、はがきなどの書面で行います
- ・はがきに記入例のように記入し、両面コピーをとります
- ・特定記録郵便や簡易書留で送付します
- ・はがきのコピーと送付の記録を一緒に保管します

契約解除の通知書

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 工事名 屋根の修理工事  
 契約金額 〇〇〇〇円  
 工事会社 〇〇株式会社  
 担当者 〇〇〇〇

上記契約を解除します。

平成〇〇年〇月〇日  
 (契約者住所)〇〇〇〇  
 (契約者名前)〇〇〇〇

▲はがきの記入例

消費生活センター ☎0848・67・6410  
 ※祝日を除く月～金曜日9時～12時、13時～16時

人権標語 (事業所の作品)

人権を守る心の輪を拡げ

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館 ☎☎兼用0848・67・1123

けん玉教室

とき 15日(土) 14時～16時  
 対象 0～17歳と保護者  
 ※希望者は直接、会場へ。



赤ちゃん集まれ

とき 18日(火)10時30分～12時  
 内容 助産師による育児相談など  
 対象 保護者と2～10カ月児  
 定員 13組  
 用意する物 バスタオル

親子ストレッチ

とき 19日(水) ①10時～10時45分 ②11時～11時45分  
 対象 保護者と ①0歳児 ②1～5歳児  
 定員 各20組

後期クラブメンバーの募集

クラブ名	とき(10月～3月)	対象(平成30年度中)	定員	受講料
和・アート	第2・4水曜日15時～17時(30分程度)	5歳児～小学3年生	20人	3,000円
茶のこころA	第4土曜日10時15分～10時50分	5歳児以上	各10人	1,500円
茶のこころB	第4土曜日11時15分～11時50分			

申し込み 11日(火)(必着)までに、往復はがきで①クラブ名②住所③電話番号④保護者と子の名前(ふりがな)⑤年齢⑥学校名・学年を児童館(〒723-0014城町一丁目18番1号)へ  
 ※応募は1人1回、1クラブのみ。※多数の場合は抽選。

じどうかんわくわく工作ラリー '18

とき 22日(土) 12時～15時  
 ところ 市民福祉会館2階・5階  
 内容 ミニコンサート、工作  
 参加費 200円 (工作ラリーカード代)

※いずれも申し込み先着順です。受け付けは5日(水)からです。  
 ※開館時間は10時～18時です。月曜日は休館日です。